

# Monthly Report

## 東京海上・ニッポン世界債券ファンド

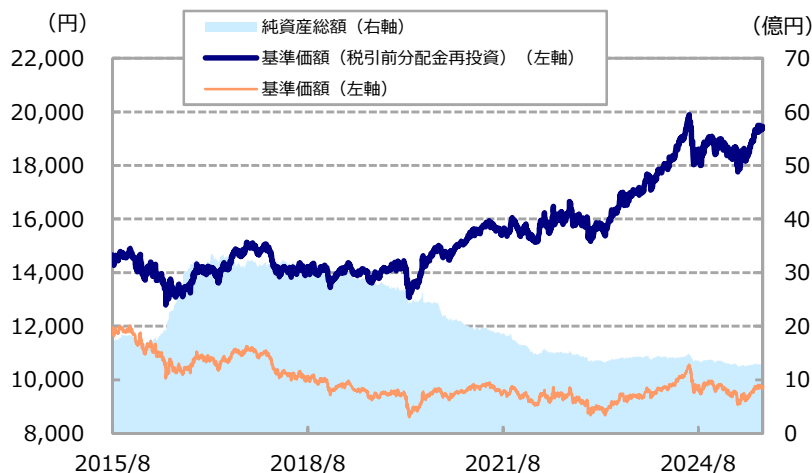
追加型投信／海外／債券



日経新聞掲載名：ニッポン世無

### 基準価額、パフォーマンス等の状況

#### 基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※基準価額は1万口当たりで表示しています。

※設定日は2009年7月31日です。

#### 基準価額・純資産総額

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 9,739 円 |
| 純資産総額 | 13 億円   |

#### 騰落率（税引前分配金再投資、%）

|     | ファンド   |
|-----|--------|
| 1ヵ月 | +0.62  |
| 3ヵ月 | +6.04  |
| 6ヵ月 | +6.35  |
| 1年  | +5.92  |
| 3年  | +19.87 |
| 設定来 | +94.48 |

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

#### 分配の推移（1万口当たり、税引前、円）

| 決算日        | 分配金 | 決算日       | 分配金 |
|------------|-----|-----------|-----|
| 2024/9/20  | 40  | 2025/3/21 | 40  |
| 2024/10/21 | 40  | 2025/4/21 | 40  |
| 2024/11/20 | 40  | 2025/5/20 | 40  |
| 2024/12/20 | 40  | 2025/6/20 | 40  |
| 2025/1/20  | 40  | 2025/7/22 | 40  |
| 2025/2/20  | 40  | 2025/8/20 | 40  |
| 設定来累計      |     | 6,990     |     |

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。

分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

#### 当月の基準価額変動要因（参考）

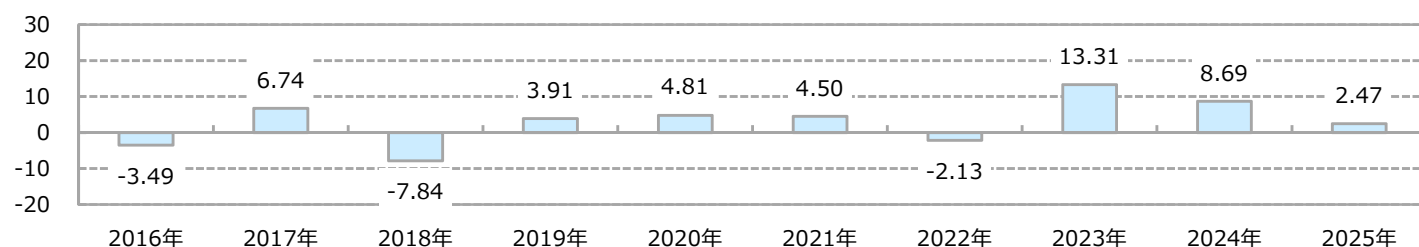
|          |       |
|----------|-------|
| 騰落額      | 20 円  |
| インカム要因   | 36 円  |
| キャピタル要因等 | 82 円  |
| 為替要因     | -48 円 |
| 分配金      | -40 円 |
| 信託報酬等    | -10 円 |

※上記は簡便法で計算しており、その正確性、完全性を保証するものではありません。傾向を知るための目安としてご覧ください。

※インカム要因は前月末の時価直利から算出しています。キャピタル要因等は債券の価格変動および売買コスト等を含みます。

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

### 年間収益率の推移（%）



※ファンドにはベンチマークがありません。

※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※8ページの「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

## Monthly Report

## 東京海上・ニッポン世界債券ファンド

## 主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、東京海上・ニッポン世界債券マザーファンドの資産の状況を記載しています。

(注) 格付は「ファンドの特色」に記載している格付機関のうち、原則として、個別債券格付、母体企業格付の中から上位の格付を集計、記載しています。

ただし、個別債券格付と母体企業格付がA-以上に該当しない銘柄については、発行体格付を含めて集計、記載しています。

そのため、個別債券格付はBBB+以下になることがあります。

## 資産構成 (%)

| 資産      | 比率    |
|---------|-------|
| 普通社債    | 75.7  |
| 劣後債     | 21.5  |
| 期限付劣後債  | 21.5  |
| 永久劣後債   | -     |
| 短期金融資産等 | 2.8   |
| 合計      | 100.0 |

|       |        |
|-------|--------|
| 純資産総額 | 315 億円 |
|-------|--------|

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

※比率は純資産総額に占める割合です。

## 通貨別および保有債券の通貨別の構成 (%)

| 地域    | 通貨          | 通貨別比率 | 保有債券の通貨別比率 |
|-------|-------------|-------|------------|
| 北米    | 米ドル         | 33.2  | 83.0       |
|       | カナダ・ドル      | -     | -          |
| 欧州    | 英ポンド        | -     | -          |
|       | ユーロ         | 32.8  | 7.6        |
|       | その他         | -     | -          |
| オセアニア | オーストラリア・ドル  | 33.0  | 6.6        |
|       | ニュージーランド・ドル | -     | -          |
| 日本円   |             | 1.0   |            |

※比率は純資産総額に占める割合です。

※通貨別比率は、為替予約取引等を考慮して記載しています。

※保有債券の通貨別比率は、為替予約取引等を行う前の比率です。

## 保有債券の属性情報

|              |      |
|--------------|------|
| 残存期間 (年)     | 5.35 |
| 修正デュレーション    | 4.43 |
| クーポン (%)     | 4.71 |
| 最終利回り (複利、%) | 4.47 |
| 直接利回り (%)    | 4.63 |
| 平均格付         | AA-  |

※各保有債券の数値を加重平均した値です。

※保有債券の時価評価額を基に計算しています。

※繰上償還条項が付与されている銘柄は、基準日以降最初の繰上償還予定日を使用して計算しています。

※修正デュレーションとは、金利がある一定割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標であり、その値が大きいくほど、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

※平均格付は、格付毎に点数化し、加重平均した結果を四捨五入して表示しており、当ファンドの格付ではありません。また、保有債券のうち、格付が取得できない場合は、除外して計算しています。

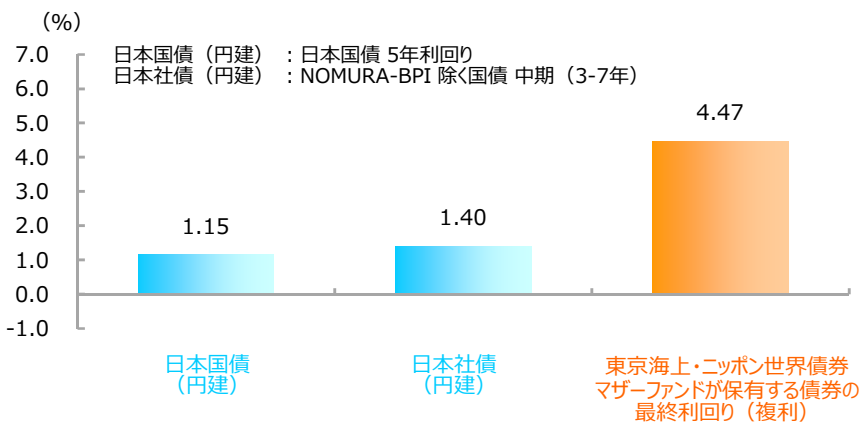
## 格付別構成 (%)

| 格付   | 比率   |
|------|------|
| AAA格 | 12.9 |
| AA格  | 57.7 |
| A格   | 29.4 |
| BBB格 | -    |
| その他  | -    |

※比率は保有債券の時価総額に占める割合です。

※+・-等の符号は省略して表示しています。

## 日本の国債・社債との利回り比較



出所：ブルームバーグ、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

## 残存年限別構成 (%)

| 残存年限     | 比率   |
|----------|------|
| 1年未満     | 9.6  |
| 1年以上3年未満 | 16.4 |
| 3年以上5年未満 | 30.0 |
| 5年以上7年未満 | 11.4 |
| 7年以上     | 29.8 |

※繰上償還条項が付与されている銘柄は、基準日以降最初の繰上償還予定日を使用して計算しています。

※比率は純資産総額に占める割合です。

※8ページの「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

## Monthly Report

## 東京海上・ニッポン世界債券ファンド

## 主要な資産の状況（続き）

## 組入上位10銘柄

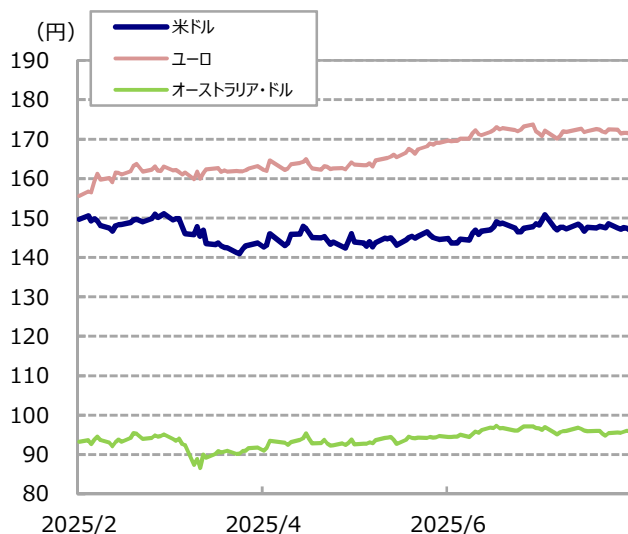
|    | 銘柄               | 種別   | クーポン<br>(%) | 償還日       | 通貨         | 格付  | 比率<br>(%) |
|----|------------------|------|-------------|-----------|------------|-----|-----------|
| 1  | N T T ファイナンス株式会社 | 普通社債 | 4.876       | 2030/6/16 | 米ドル        | AAA | 4.7       |
| 2  | 住友生命保険           | 劣後債  | 4.000       | 2027/9/14 | 米ドル        | A-  | 4.6       |
| 3  | 明治安田生命保険相互会社     | 劣後債  | 6.100       | 2035/6/11 | 米ドル        | A-  | 3.9       |
| 4  | 三井住友信託銀行         | 普通社債 | 5.350       | 2034/3/7  | 米ドル        | AA  | 3.9       |
| 5  | 三菱商事             | 普通社債 | 5.125       | 2034/4/17 | 米ドル        | AA  | 3.8       |
| 6  | 日本生命保険           | 劣後債  | 4.700       | 2026/1/20 | 米ドル        | A-  | 3.7       |
| 7  | 積水ハウス            | 普通社債 | 5.100       | 2034/7/23 | 米ドル        | AA  | 3.7       |
| 8  | 三井住友フィナンシャルグループ  | 普通社債 | 4.954       | 2032/7/8  | 米ドル        | AA  | 3.3       |
| 9  | みずほフィナンシャルグループ   | 普通社債 | 6.025       | 2028/8/28 | オーストラリア・ドル | AA  | 3.2       |
| 10 | 武田薬品工業           | 普通社債 | 5.300       | 2034/4/5  | 米ドル        | AA- | 2.9       |

組入銘柄数

54

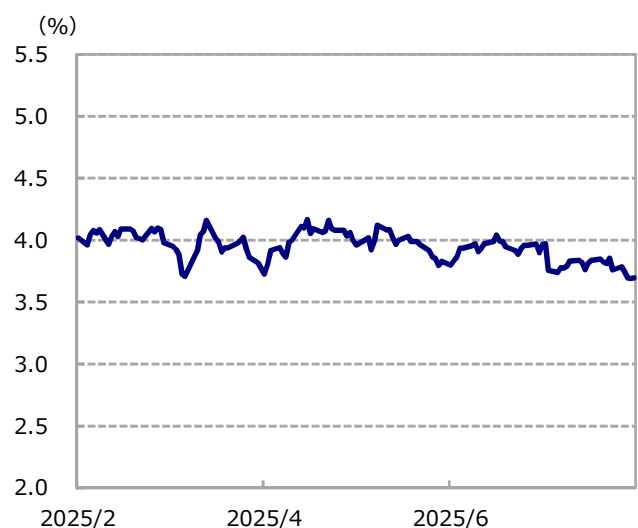
※比率は純資産総額に占める割合です。繰上償還条項が付与されている銘柄の償還日は、基準日以降最初の繰上償還予定日を表示しています。

## 主要国の為替の動き（過去6カ月）



※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

## 米国5年国債利回りの動き（過去6カ月）



※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。  
 ※保有債券の組入通貨と平均残存期間を鑑みて、参考情報として米国5年国債利回りの動きを掲載しています。

出所：ブルームバーグ

※8ページの「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

## ファンドマネージャーコメント

## &lt;市場概況&gt;

## 【金利動向：米国債利回りは低下】

米国債利回りは低下しました。月初、米国雇用統計で非農業部門雇用者数が市場予想を下回ったことに加え、5、6月分の雇用者数が下方修正されるなど、労働市場の減速感が高まったことを受けて、9月の利下げ観測が高まり、米国債利回りは低下しました。その後は、米国PPI（卸売物価指数）やミシガン大学消費者信頼感指数がインフレ加速を示唆する結果となったことで、米国債利回りは上昇する場面がありましたが、パウエルFRB（米連邦準備制度理事会）議長がジャクソンホール会議で利下げ開始を示唆したことなどから低下基調で推移しました。

## 【スプレッド動向：社債スプレッドは拡大】

グローバルの社債スプレッド（社債と国債の利回り格差）は、拡大しました。

月初は、米国雇用統計の悪化を受けて景気減速に対する警戒感が強まり、社債スプレッドが拡大しました。その後、米国CPI（消費者物価指数）がおおむね市場予想通りとなり、FRBによる利下げが織り込まれたことで社債スプレッドが縮小する局面もありましたが、月を通しては拡大しました。

日系企業の外貨建社債スプレッドもおおむね同様の動きとなりました。

## 【為替動向：米ドルに対して円高が進行】

米ドル円為替レートは円高米ドル安が進行しました。月初、米国雇用統計が市場予想を下回り、労働市場の減速感が高まったことなどを受けて、9月の利下げ観測が高まり、円高米ドル安が急速に進行しました。その後は、米国総合PMI（購買担当者景気指数）が市場予想を上回ったことなどから、米ドル高となる場面があったものの、米国CPIが市場予想通りで関税の影響が限定的となったことや、パウエルFRB議長がジャクソンホール会議で利下げ開始を示唆したことなどを受け、円高米ドル安基調が継続しました。

ユーロ円為替レートはおおむね横ばいとなりました。月初、米国雇用統計の悪化を受けて円買いが優勢となりました。その後、米露首脳会談への期待の高まりやユーロ圏総合PMIが3カ月連続で改善したことなどを受け、リスク選好的なユーロ買い・円売りが優勢となる場面があったものの、フランスの政局不安の高まりなどを受けて円高ユーロ安基調となり、月を通してはおおむね横ばいとなりました。

オーストラリア・ドル円為替レートはおおむね横ばいとなりました。月初、米国雇用統計の悪化を受けて円買いが優勢となりました。その後、RBA（オーストラリア準備銀行）が利下げを決定しましたが、事前予想通りであったことから影響は限定的となりました。

## &lt;運用状況&gt;

組入セクターは、金融機関、商社や通信など業種分散に留意し、利回り向上などを企図したデュレーション調整など、市場動向に応じて妙味があると判断した取引を行いました。

## &lt;今後の見通しと運用方針&gt;

米国では、関税による将来的な物価への影響が意識されるなかで、労働市場の悪化が警戒されています。このような環境下、FRBは慎重な姿勢を維持しつつも、中立金利へ向けた漸進的な利下げを実施することが見込まれ、米国債利回りは中長期的には低下基調で推移する展開を予想します。

クレジット市場は、米国労働市場と物価の動向や主要中央銀行の金融政策に左右され、ボラティリティ（変動性）の上昇に留意が必要な環境が続くと考えます。

このような環境下、当ファンドが投資対象としている日系企業の多くは、強固な財務基盤を有していると判断していますが、金融政策の状況に応じてデュレーションを適宜調整しつつ、銘柄の入れ替えも検討し、安定的な収益の確保を目指します。

通貨配分は、北米通貨圏、欧州通貨圏、オセアニア通貨圏にそれぞれ1/3ずつ投資して通貨分散を図ります。

※NOMURA-BPI 除国債 中期（3-7年）は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下、NFRC）が公表している指数で、その知的財産権はNFRCに帰属します。なお、NFRCは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※8ページの「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

## ファンドの特色（詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

## 1. 主として日系発行体の外貨建債券に投資します。

- ・主として「東京海上・ニッポン世界債券マザーファンド」を通じて、日系発行体（日本企業もしくはその子会社、日本の政府機関等）が世界で発行する外貨建債券等に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

## &lt;投資する債券の範囲&gt;

ファンドが実質的に投資対象とする外貨建債券は、一般事業法人が発行する社債や金融機関が発行する劣後債のほか、地方公共団体や国際協力銀行等が発行する特殊債等です。海外で発行するため、海外現地法人等が発行体となっている場合があります。

## 劣後債

発行体の経営破たん時に、借入金や普通社債等よりも債務弁済の順位が劣る債券のこと。その分、普通社債等に比べて利率が高くなります。償還期限に定めのない「永久劣後債」と、償還期限がある「期限付劣後債」があります。

- ・原則として、発行体（母体企業の格付を含みます。）がA格相当以上※の外貨建債券等を投資対象とします。

※Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社のいずれかからA格相当以上の格付を取得しているもの

## 2. 先進3地域の通貨圏に分散投資します。

- ・通貨配分は、北米通貨圏と欧州通貨圏、オセアニア通貨圏を概ね1/3ずつとすることを基本とし、通貨分散を図ります。
- ・外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行いません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの主なリスクについて（詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

- |           |                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■金利変動リスク  | ：公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。                                                                                                                                   |
| ■信用リスク    | ：一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。                                                                      |
| ■為替変動リスク  | ：外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。                                                  |
| ■カントリーリスク | ：投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。                                                                                                             |
| ■流動性リスク   | ：受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、ファンドでは、比較的流動性の低い資産への投資を行うため、より流動性の高い資産への投資を行うファンドと比べて、基準価額への影響度合いが大きくなる可能性があります。 |

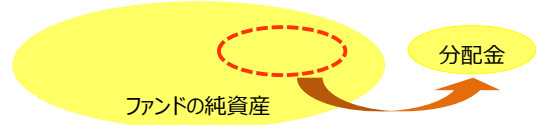
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※8ページの「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 分配金が支払われるイメージ

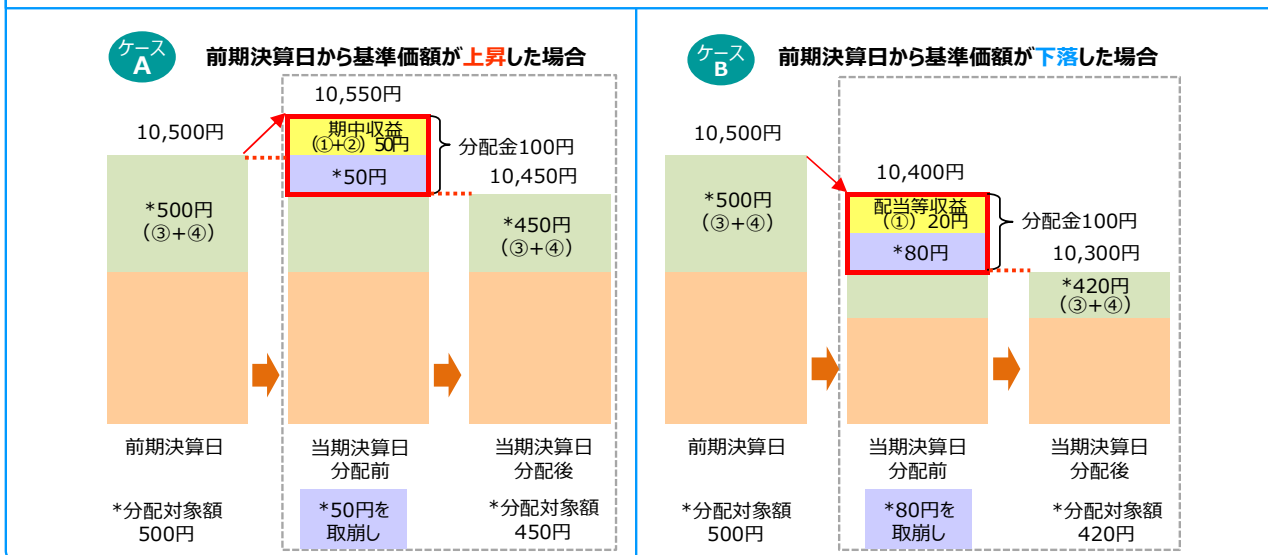


- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
分配対象額は、

①配当等収益（経費控除後） ②評価益を含む売買益（経費控除後） ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上図はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

| 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合                                                             | 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| <p>投資者の購入価額 (当初個別元本)</p> <p>普通分配金</p> <p>元本払戻金 (特別分配金)</p> <p>分配金支払後 基準価額 個別元本</p> | <p>投資者の購入価額 (当初個別元本)</p> <p>元本払戻金 (特別分配金)</p> <p>分配金支払後 基準価額 個別元本</p> |

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## Monthly Report

## 東京海上・ニッポン世界債券ファンド

## お申込みメモ（詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

|                |                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位           | 販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                 |
| 購入価額           | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                               |
| 換金単位           | 販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                 |
| 換金価額           | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                               |
| 換金代金           | 原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                             |
| 申込締切時間         | 原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                         |
| 換金制限           | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                         |
| 購入・換金<br>申込不可日 | 以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。<br>・ ニューヨーク証券取引所の休業日<br>・ 英国証券取引所の休業日<br>・ オーストラリア証券取引所の休業日                                                                                                                        |
| 信託期間           | 無期限（2009年7月31日設定）                                                                                                                                                                                               |
| 繰上償還           | 以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。<br>・ 受益権の総口数が30億口を下回ることとなったとき<br>・ ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・ やむを得ない事情が発生したとき                                                                                               |
| 決算日            | 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                              |
| 収益分配           | 原則として、毎決算時に利子等収益の範囲内で継続的に安定した分配を行うことをめざします。また、6月と12月の決算時においては、原則として利子等収益に売買益（評価益を含みます。）を付加した額から分配を行う場合があります。<br>※販売会社との契約によっては再投資が可能です。<br>※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。                                      |
| 課税関係           | 収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。<br>課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。<br>ファンドは、「NISA」の対象ではありません。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。<br>※税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。 |

## ファンドの費用（詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

## ■ 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に対して <u>上限2.2%（税抜2%）</u> の範囲内で販売会社が定める率をかけた額とします。<br>詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                                        |

## ■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>（信託報酬） | ファンドの純資産総額に <u>年率1.232%（税抜1.12%）</u> をかけた額とします。                                                                                                                                                                                       |
| その他の費用・<br>手数料   | 以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。<br>・ 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用<br>ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年66万円）<br>・ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料<br>・ 資産を外国で保管する場合にかかる費用<br>・ 信託事務等にかかる諸費用<br>※ 監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

※8ページの「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

## Monthly Report

## 東京海上・ニッポン世界債券ファンド

## 当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に記載された運用実績は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は、金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は、投資者保護基金の補償対象ではありません。

## 委託会社、その他関係法人

- 委託会社：東京海上アセットマネジメント株式会社  
ファンドの運用の指図を行います。  
商号等： 東京海上アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号  
加入協会：一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
- 受託会社：三井住友信託銀行株式会社  
ファンドの財産の保管・管理を行います。
- 販売会社

| 商号（五十音順）                                         | 登録金融機関 | 金融商品取引業者 | 登録番号             | 加入協会    |           |                  |                     |
|--------------------------------------------------|--------|----------|------------------|---------|-----------|------------------|---------------------|
|                                                  |        |          |                  | 日本証券業協会 | 日本投資顧問業協会 | 一般社団法人 金融先物取引業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社 足利銀行                                        | ○      |          | 関東財務局長（登金）第43号   | ○       |           | ○                |                     |
| 株式会社 イオン銀行<br>（委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社）        | ○      |          | 関東財務局長（登金）第633号  | ○       |           |                  |                     |
| S M B C日興証券株式会社                                  |        | ○        | 関東財務局長（金商）第2251号 | ○       | ○         | ○                | ○                   |
| 株式会社 S B I 証券                                    |        | ○        | 関東財務局長（金商）第44号   | ○       |           | ○                | ○                   |
| 株式会社 S B I 新生銀行<br>（委託金融商品取引業者<br>株式会社 S B I 証券） | ○      |          | 関東財務局長（登金）第10号   | ○       |           | ○                |                     |
| 株式会社 S B I 新生銀行<br>（委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社）   | ○      |          | 関東財務局長（登金）第10号   | ○       |           | ○                |                     |
| 九州 F G証券株式会社                                     |        | ○        | 九州財務局長（金商）第18号   | ○       |           |                  |                     |
| 株式会社 京都銀行                                        | ○      |          | 近畿財務局長（登金）第10号   | ○       |           | ○                |                     |
| 株式会社 熊本銀行                                        | ○      |          | 九州財務局長（登金）第6号    | ○       |           |                  |                     |
| 株式会社 三十三銀行                                       | ○      |          | 東海財務局長（登金）第16号   | ○       |           |                  |                     |
| 株式会社 滋賀銀行                                        | ○      |          | 近畿財務局長（登金）第11号   | ○       |           | ○                |                     |

## Monthly Report

## 東京海上・ニッポン世界債券ファンド

## 委託会社、その他関係法人

| 商号（五十音順）      | 登録金融機関 | 金融商品取引業者 | 登録番号             | 加入協会    |          |                         |                            |
|---------------|--------|----------|------------------|---------|----------|-------------------------|----------------------------|
|               |        |          |                  | 日本証券業協会 | 日本投資顧問協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| 静銀ティーエム証券株式会社 |        | ○        | 東海財務局長（金商）第10号   | ○       |          |                         |                            |
| 株式会社 十八親和銀行   | ○      |          | 福岡財務支局長（登金）第3号   | ○       |          |                         |                            |
| 株式会社 十六銀行     | ○      |          | 東海財務局長（登金）第7号    | ○       |          | ○                       |                            |
| 株式会社 大光銀行     | ○      |          | 関東財務局長（登金）第61号   | ○       |          |                         |                            |
| 株式会社 千葉銀行     | ○      |          | 関東財務局長（登金）第39号   | ○       |          | ○                       |                            |
| 東海東京証券株式会社    |        | ○        | 東海財務局長（金商）第140号  | ○       | ○        | ○                       | ○                          |
| 株式会社 東邦銀行     | ○      |          | 東北財務局長（登金）第7号    | ○       |          |                         |                            |
| 東洋証券株式会社      |        | ○        | 関東財務局長（金商）第121号  | ○       |          |                         | ○                          |
| 株式会社 南都銀行     | ○      |          | 近畿財務局長（登金）第15号   | ○       |          |                         |                            |
| 浜銀 T T 証券株式会社 |        | ○        | 関東財務局長（金商）第1977号 | ○       |          |                         |                            |
| 株式会社 東日本銀行    | ○      |          | 関東財務局長（登金）第52号   | ○       |          |                         |                            |
| 株式会社 肥後銀行     | ○      |          | 九州財務局長（登金）第3号    | ○       |          |                         |                            |
| 広島信用金庫        | ○      |          | 中国財務局長（登金）第44号   | ○       |          |                         |                            |
| 株式会社 福岡銀行     | ○      |          | 福岡財務支局長（登金）第7号   | ○       |          | ○                       |                            |
| 株式会社 北都銀行     | ○      |          | 東北財務局長（登金）第10号   | ○       |          |                         |                            |
| 株式会社 北洋銀行     | ○      |          | 北海道財務局長（登金）第3号   | ○       |          | ○                       |                            |
| 北洋証券株式会社      |        | ○        | 北海道財務局長（金商）第1号   | ○       |          |                         |                            |
| 松井証券株式会社      |        | ○        | 関東財務局長（金商）第164号  | ○       |          | ○                       |                            |
| マネックス証券株式会社   |        | ○        | 関東財務局長（金商）第165号  | ○       | ○        | ○                       | ○                          |
| みずほ証券株式会社     |        | ○        | 関東財務局長（金商）第94号   | ○       | ○        | ○                       | ○                          |
| 株式会社 武蔵野銀行    | ○      |          | 関東財務局長（登金）第38号   | ○       |          |                         |                            |
| 株式会社 横浜銀行     | ○      |          | 関東財務局長（登金）第36号   | ○       |          | ○                       |                            |
| 楽天証券株式会社      |        | ○        | 関東財務局長（金商）第195号  | ○       | ○        | ○                       | ○                          |

※販売会社によっては、現在、新規申込みの取扱いを中止している場合があります。

## 当ファンドの照会先

前掲の販売会社または下記までお問い合わせください。

東京海上アセットマネジメント

サービスデスク 0120-712-016

受付時間：営業日の9時～17時

ホームページ <https://www.tokiomarineam.co.jp/>

東京海上アセットマネジメント  
YouTube公式チャンネル

ファンド・マーケット関連動画などを公開しています。



※8ページの「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。